

みちのく有料道路専用回数券及び共通回数券の払い戻しを郵送で行う手続き方法について

◆◆市販の封筒で回数券を送付する場合◆◆

『料金受取人払表示』を公社HPからダウンロード



料金受取人払表示を印刷

⇒ 市販の長形3号封筒に貼り付け

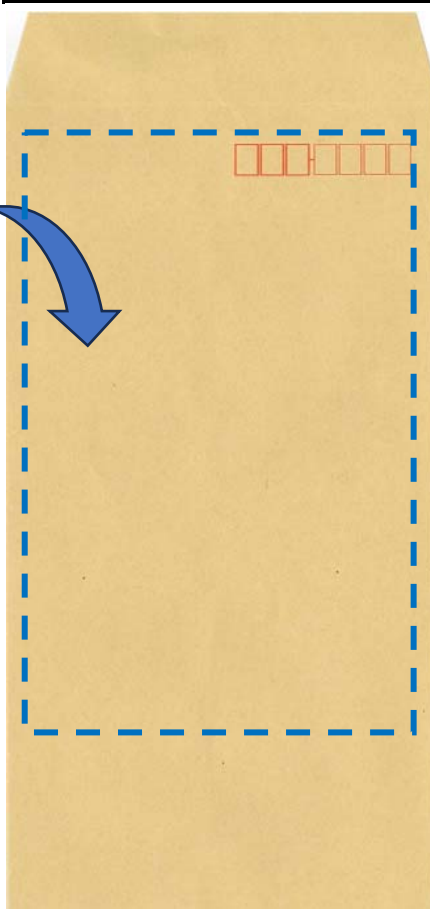
⇒

回数券をと申請書を同封

⇒

郵便局の『窓口』で発送手続き

※ 一般書留のため郵便局窓口にて
送付手続きを行ってください。
ポストへの投函はしないで下さい。



- ① 『料金受取人払表示』を公社ホームページからダウンロードして印刷してください。
- ② 市販の封筒に図のように貼り付け、申請書と回数券を同封し、しっかり密封して下さい。
- ③ 郵便局の窓口から発送手続きを行ってください。
- ④ 公社に回数券が到着後、払戻金額について書面で通知します。
- ⑤ 払戻しは全て口座振込みにて行います。約1ヵ月程度で口座に送金されます。